

京都市基本計画審議会規則を公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 109 号

京都市基本計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長（副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長）がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長（副会長が 2 人以上あるときは、前項の指名に係る副会長）に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室政策企画調整担当)

京都市基本計画審議会の運営に関する取扱について

(令和2年6月17日会長決定)

京都市基本計画審議会の開催に当たり、緊急かつ止むを得ないと認められる事情がある場合は、会長の認めるところにより、文書その他の方法により会議の議事を行うことができることとする。

附則

この取扱は、令和2年6月17日から施行する。